

横須賀市報

号外第 6 号

発行日	発行所	横須賀市小川町11番地
毎月		横須賀市役所
10日	編集兼	横須賀市長
25日	発行人	上地克明
	印刷所	(有)宮村印刷所

目 次

監査委員公表

- ◇監査結果の報告について 1
- ◇包括外部監査の結果報告に係る措置の公表について18

監査委員公表

横須賀市監査委員公表

令和元年第6号

監査結果の報告について

地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり公表します。

令和元年8月13日

横須賀市監査委員	川 瀬 富士子
同	丸 山 邦 彦
同	西 郷 宗 範
同	嘉 山 淳 平

財政部監査結果報告書

定期監査

1 監査の対象及び範囲

財政部の所管に属する平成30年4月1日から平成31年2月28日までに執行された財務に関する事務

2 監査実施の期間

平成31年4月10日から令和元年6月26日まで

3 監査の方法

監査は、あらかじめ必要があると認められる監査資料の提出を求め、関係職員から説明を聴取し、抽出による関係帳簿及び関係書類の調査並びに現地調査を行った。

4 財務監査項目

- (1) 予算の執行に関する事務
- (2) 収入に関する事務
- (3) 支出に関する事務
- (4) 契約に関する事務
- (5) 財産管理に関する事務
- (6) 工事の施行に関する事務（別表）

5 監査の主な着眼点

- (1) 収入、支出に係る事務が適切に執行されているか。
- (2) 補助金等の交付は適切に執行されているか。
- (3) 契約事務が適正に執行されているか。
- (4) 財産管理に関する事務が適切に執行されているか。
- (5) 工事については、設計の積算及び監理が適正に執行されているか。
- (6) 事務事業の内部統制が図られているか。
- (7) 3E（経済性、効率性、有効性）が図られているか。
- (8) 前回の定期監査における指摘事項が改善されているか。

6 財務監査の結果

監査の結果、次に述べる事項について適正な措置を講じられたい。

(1) 支出に関する事務

非常勤特別職員の日額による報酬については、非常勤特別職員の報酬及び費用弁償条例において、月の初日からその月の末日までの間における勤務日数に応じ、翌月15日までに支給することと規定されている。しかし、横須賀市FM戦略プラン検討委員会の委員報酬について、平成30年7月30日開催分は同年8月24日、平成31年1月29日開催分は同年2月19日に支給されていたので、今後は非常勤特別職員の報酬及び費用弁償条例に基づいた適正な事務処理に改められたい。

(FM推進課)

(別表)

監 査 実 施 工 事 一 覧 表

工 事 名	契約金額	契約年月日	工事期間
旧医師会館用地敷地造成及び周辺道路拡幅整備工事 (財産管理課)	19,352,520円	平成30年7月10日	平成30年7月10日 ～ 平成31年2月25日

税務部監査結果報告書

定期監査

1 監査の対象及び範囲

税務部の所管に属する平成30年4月1日から平成31年2月28日までに執行された財務に関する事務

2 監査実施の期間

平成31年4月10日から令和元年6月26日まで

3 監査の方法

監査は、あらかじめ必要があると認められる監査資料の提出を求め、関係職員から説明を聴取し、抽出による関係帳簿及び関係書類の調査並びに現地調査を行った。

4 財務監査項目

- (1) 予算の執行に関する事務
- (2) 収入に関する事務
- (3) 支出に関する事務
- (4) 契約に関する事務
- (5) 財産管理に関する事務

5 監査の主な着眼点

- (1) 収入、支出に係る事務が適切に執行されているか。
- (2) 補助金等の交付は適切に執行されているか。
- (3) 契約事務が適正に執行されているか。
- (4) 財産管理に関する事務が適切に執行されているか。
- (5) 事務事業の内部統制が図られているか。
- (6) 3E（経済性、効率性、有効性）が図られているか。
- (7) 前回の定期監査における指摘事項が改善されているか。

6 財務監査の結果

監査の結果、次に述べる事項について適正な措置を講じられたい。

なお、予算流用措置については、やむを得ないものと認められた。

(1) 予算の執行に関する事務

専決規程によれば、合議の指定の有無にかかわらず、市長又は副市長の決裁を要するもののうち、財務に関する事項は財政部長に合議することと規定されている。しかし、横須賀市市税納付推進センター業務委託に係る予算執行伺において、財政部長に合議していなかったため適正な事務処理となっていなかった。

なお、平成31年4月1日付けの専決規程改正により取扱いが変更となり、現在は財政部長合議は不要となっている。

(納税課)

(2) 契約に関する事務

市税期別催告書の作成に係る契約について、契約規則に基づき契約の履行に必要な要件として見積書に記載された納入期限が平成30年9月21日であるにもかかわらず、請求書に記載された検査印の納入日は同年10月3日であったため、納入期限を確認するなど、今後は契約の適正な履行を確保するため必要な事務処理を行われたい。

(納税課)

市民部監査結果報告書

定期監査

1 監査の対象及び範囲

市民部の所管に属する平成30年4月1日から平成31年2月28日までに執行された財務に関する事務

2 監査実施の期間

平成31年4月10日から令和元年6月26日まで

3 監査の方法

監査は、あらかじめ必要があると認められる監査資料の提出を求め、関係職員から説明を聴取し、抽出による関係帳簿及び関係書類の調査並びに現地調査を行った。

4 財務監査項目

- (1) 予算の執行に関する事務
- (2) 収入に関する事務
- (3) 支出に関する事務
- (4) 契約に関する事務
- (5) 財産管理に関する事務
- (6) 工事の施行に関する事務（別表）

5 監査の主な着眼点

- (1) 収入、支出に係る事務が適切に執行されているか。
- (2) 補助金等の交付は適切に執行されているか。
- (3) 契約事務が適正に執行されているか。
- (4) 財産管理に関する事務が適切に執行されているか。
- (5) 工事については、設計の積算及び監理が適正に執行されているか。
- (6) 事務事業の内部統制が図られているか。
- (7) 3E（経済性、効率性、有効性）が図られているか。
- (8) 前回の定期監査における指摘事項が改善されているか。

6 財務監査の結果

監査の結果、次に述べる指摘事項については適正な措置を講じ、意見については検討されたい。

なお、予算流用措置については、やむを得ないものと認められた。

(1) 指摘事項

ア 予算の執行に関する事務

本町コミュニティセンター天井調査に伴う移動足場設置委託については、随意契約により契約を締結しているが、予算執行伺書に随意契約理由書が添付されていなかったため、今後は契約規則に基づいた適正な事務処理に改められたい。

(地域コミュニティ支援課)

イ 支出に関する事務

(ア) 専門委員の報酬については、非常勤特別職員の報酬及び費用弁償条例において、その月分の報酬は翌月15日までに支給することと規定されている。しかし、男女平等専門委員報酬について、平成30年7月分、8月分及び9月分が11月8日に支給されていたため、今後は非常勤特別職員の報酬及び費用弁償条例に基づいた適正な事務処理に改められたい。

(人権・男女共同参画課)

(イ) 予算決算及び会計規則では、概算払の精算について、その用務終了後10日(休日を定める条例に規定する休日の日数は、算入しない。)以内に精算命令書を作成することと規定されている。しかし、次の旅費に係る出張旅費(調達依頼分)について、精算命令書の作成が遅延していたため、今後は予算決算及び会計規則に基づいた適正な事務処理に改められたい。

・ 部落解放第50回東日本研究集会出席に係る旅費

(用務終了日平成30年7月6日、精算手続日平成31年4月19日)

・ 2018年度京都・大阪・奈良人権博物館調査参加に係る旅費

(用務終了日平成31年2月8日、精算手続日平成31年4月19日)

(人権・男女共同参画課)

ウ 契約に関する事務

(ア) 契約事務取扱規程では、主管課長等(行政センター館長)が業務委託契約を行うことができる契約予定価格の上限を50万円とする一方、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号から第4号までのいずれかの規定に該当する場合300万円までと規定されている。

しかし、池上市民プラザ空調設備機器保守管理委託について当該上限内の金額の契約であったものの、随意契約理由書において同施行令同条同項第6号（競争入札に付することが不利と認められる契約）を適用条項としていたため契約事務は契約課長が行うべきであった。なお、本件については、同施行令同条同項第2号（その性質又は目的が競争入札に適しない契約）の適用も考えられるので、今後は、適用条項を適正に判断するとともに、契約事務取扱規程に基づいた適正な事務処理に改められたい。

（衣笠行政センター）

（イ）大津行政センター空調フィルター等点検清掃業務委託に係る契約事務について、契約規則によれば、当該契約金額の場合は業務委託請書により契約締結する必要がある。しかし、当該業務委託請書に代えて見積書をもって契約締結を行っていたので、今後は契約規則に基づいた適正な事務処理に改められたい。

（大津行政センター）

エ 財産管理に関する事務

館長交際費について、常時継続して資金前渡を受けていたが、資金前渡受払簿を備えていなかった。資金前渡受払簿を作成し、予算決算及び会計規則の規定に基づき、適正な管理に改められたい。

（逸見行政センター）

(2) 意見

9つの地域コミュニティセンターにおいて年1回実施している文化祭等（各地域の各種団体が発表等を行うもの。）については、市（9つの各行政センター）が、各地域の協議会（名称は各々異なる。）に対し運営を委託している。文化祭等の内容は、絵画等の展示やダンスの発表など様々な催物があり、地域によって差異はあるものの、ほぼ同種の行事となっている。この中には、入場者への体験型の催物もあることなどから、入場者を対象とした保険に加入している協議会、役員を対象とした保険に加入している協議会、保険に加入していない協議会があり、保険加入についての考え方が異なっていた。このことから、市は当該行事の委託者であるため、当該行事に係る保険加入についての考え方を整理する必要があると考えられる。また、保険に加入することとした場合には、当該委託に係る仕様書において保険内容及び当該行事開催前の保険加入に関する履行確認方法について定めておくなど、今後も、より効果的な事業実施となるよう検討されたい。

(各行政センター)

(別表)

監 査 実 施 工 事 一 覧 表

工 事 名	契約金額	契約年月日	工事期間
衣笠行政センター体育 室倉庫屋根改修その他 工事 (衣笠行政センター)	14,623,200円	平成30年12月4日	平成30年12月4日 ～ 平成31年3月15日
浦賀行政センタートイ レ改修工事 (浦賀行政センター)	26,688,451円	平成30年6月28日	平成30年6月28日 ～ 平成30年12月7日
浦賀行政センタートイ レ改修機械設備工事 (浦賀行政センター)	14,925,600円	平成30年7月6日	平成30年7月6日 ～ 平成30年12月3日

都市部監査結果報告書

定期監査

1 監査の対象及び範囲

都市部の所管に属する平成30年4月1日から平成31年2月28日までに執行された財務に関する事務

2 監査実施の期間

平成31年4月10日から令和元年6月26日まで

3 監査の方法

監査は、あらかじめ必要があると認められる監査資料の提出を求め、関係職員から説明を聴取し、抽出による関係帳簿及び関係書類の調査並びに現地調査を行った。

4 財務監査項目

- (1) 予算の執行に関する事務
- (2) 収入に関する事務
- (3) 支出に関する事務
- (4) 契約に関する事務
- (5) 財産管理に関する事務
- (6) 工事の施行に関する事務（別表）

5 監査の主な着眼点

- (1) 収入、支出に係る事務が適切に執行されているか。
- (2) 補助金等の交付は適切に執行されているか。
- (3) 契約事務が適正に執行されているか。
- (4) 財産管理に関する事務が適切に執行されているか。
- (5) 工事については、設計の積算及び監理が適正に執行されているか。
- (6) 事務事業の内部統制が図られているか。
- (7) 3E（経済性、効率性、有効性）が図られているか。
- (8) 前回の定期監査における指摘事項が改善されているか。

6 財務監査の結果

監査の結果、次に述べる事項については適正な措置を講じられたい。

なお、予算流用措置については、やむを得ないものと認められた。

(1) 契約に関する事務

横須賀市個人情報保護条例第13条では、個人情報の取扱いを伴う事務又は事業の全部又は一部を委託しようとするときは、当該個人情報を保護するために必要な措置を講じなければならないと定めている。「平成30年度若松町1丁目地区市街地再開発事業に係る計画コーディネータ業務委託」及び「平成30年度久里浜第1地区市街地再開発事業に係る計画コーディネータ業務委託」において、個人情報の取扱いを伴う業務を委託しているが、仕様書において注意事項に「受託者は横須賀市個人情報保護条例を遵守し、業務上知り得た個人情報等の秘密を他人に漏らしてはならない。また業務終了後も同様とする。」と定めているに留まり、個人情報を保護するために必要な措置の水準としては不十分な状態となっていたので、個人情報取扱事務委託基準に基づき「個人情報の取扱いに関する特記事項」を契約書に添付することなど、今後は同条例の規定に基づいた個人情報の保護に必要な措置を講じられたい。

(市街地整備推進課)

(別表)

監 査 実 施 工 事 一 覧 表

工 事 名	契約金額	契約年月日	工事期間
竹川ハイムD棟・E棟外壁塗装その他工事 (市営住宅課)	83,656,228円	平成30年7月18日	平成30年7月18日 ～ 平成31年1月31日
竹川ハイムC棟・F棟外壁塗装その他工事 (市営住宅課)	93,508,785円	平成30年7月25日	平成30年7月25日 ～ 平成31年2月8日

消防局監査結果報告書

定期監査

1 監査の対象及び範囲

消防局の所管に属する平成30年4月1日から平成31年2月28日までに執行された財務に関する事務

2 監査実施の期間

平成31年4月10日から令和元年6月26日まで

3 監査の方法

監査は、あらかじめ必要があると認められる監査資料の提出を求め、関係職員から説明を聴取し、抽出による関係帳簿及び関係書類の調査並びに現地調査を行った。

4 財務監査項目

- (1) 予算の執行に関する事務
- (2) 収入に関する事務
- (3) 支出に関する事務
- (4) 契約に関する事務
- (5) 財産管理に関する事務
- (6) 工事の施行に関する事務（別表）

5 監査の主な着眼点

- (1) 収入、支出に係る事務が適切に執行されているか。
- (2) 補助金等の交付は適切に執行されているか。
- (3) 契約事務が適正に執行されているか。
- (4) 財産管理に関する事務が適切に執行されているか。
- (5) 工事については、設計の積算及び監理が適正に執行されているか。
- (6) 事務事業の内部統制が図られているか。
- (7) 3E（経済性、効率性、有効性）が図られているか。
- (8) 前回の定期監査における指摘事項が改善されているか。

6 財務監査の結果

監査の結果、次に述べる指摘事項については適正な措置を講じ、意見については検討されたい。

なお、予算流用措置については、やむを得ないものと認められた。

(1) 指摘事項

ア 予算の執行に関する事務

職員のサービスの宣誓に関する条例では、新たに職員となった者は、宣誓書に署名してからでなければ、その職務を行ってはならないと定められているが、臨時職員の任用において、宣誓書に署名がされていなかったため、今後は職員のサービスの宣誓に関する条例に基づいた適正な事務処理に改められたい。

(救急課)

イ 支出に関する事務

(ア) 消防団員の年額報酬は、消防団条例施行規則第7条第1項の規定により、「3月及び9月の2期にそれぞれ6月分(当月分を含む。)を支給する。」とされているため、平成30年4月分から9月分までの消防団員年額報酬(一般団員分)は、同年9月中に支給する必要があるが、同年11月に支出手続が行われており、支給時期が遅延していたので、今後は同規則の規定に基づいた適正な事務処理に改められたい。

(総務課)

(イ) 「災害等出場報告書」は「出場等の日から10日以内に提出しなければならない。」と消防団条例施行規則第6条第2項に定められているが、10日を超過しているものがあつた。また、同報告書は消防団条例施行規則により様式が定められており、名称は「災害等出場報告書」であるが、「災害等出場者報告書」となっているものがあつたので、今後は適正な事務処理に改められたい。

(総務課)

(ウ) 予算決算及び会計規則では、資金前渡の精算について、その用務終了後10日(休日を定める条例に規定する休日の日数は、算入しない。)以内に精算命令書を作成することと規定されている。しかし、第51回神奈川県消防操法大会出場消防団運営交付金の資金前渡の精算について、精算命令書の作成が遅延していた(用務終了日平成30年7月25日、精算手続日平成31年4月18日)ので、今後は予算決算及び会計規則に基づいた適正な事務処理に改められたい。

(総務課)

(エ) 平成30年4月分の臨時職員の賃金の支給において、勤務時間の端数の換算誤りにより支給不足が生じていたので、必要な措置を講じるとともに、今後は適正な事務処理に改められたい。

(救急課)

ウ 財産管理に関する事務

(ア) 公有財産の評価額の改定が平成30年度に行われていたが、所管する公有財産台帳の副簿において、平成30年4月1日付けの公有財産台帳評価額改定通知書による評価額改定(変更)の記載を行っていなかったため、公有財産規則に基づいた適正な事務処理に改められたい。

(総務課)

(イ) 消防局庁舎における電気の配線や配管を通す場所(EPS)は、区分所有者との共用部分であるが、消防局所有の物品が保管されていたため、適切な庁舎管理に改められたい。

(総務課)

(ウ) 備品の管理において、消防団が使用していた消防自動車2台及び消防ポンプ自動車1台について、車両の更新に伴い廃車されていたが、除却手続きを行っていなかったため、必要な措置を講じ適正な管理に改められたい。

(総務課)

(エ) はがきの管理において、物品受払簿が作成されておらず、受払いの経過が明らかにされていなかったため、今後は物品会計規則の規定に基づいた適正な管理に改められたい。

(総務課)

(オ) 郵便切手の管理において、物品会計規則に規定された物品受払簿とは異なる所属長確認印のない受払簿で管理を行っていたため、今後は物品会計規則の規定に基づいた適正な管理に改められたい。

(三浦消防署)

(2) 意見

総務課で保有する2台の金庫のうち1台の金庫には何も格納されておらず、遊休状態となっていた。当該金庫は、平成14年消防局庁舎建設時に総務課事務室内に設置したキャビネットに収納して一体的に使用するビルトインタイプのものであり、キャビネットから取り外して他部署等で活用することは考えにくいことから、もう1台の金庫の利用状況も考慮の上、所管課において当該金庫の有効的な活用方法を検討されたい。

(総務課)

(別表)

監 査 実 施 工 事 一 覧 表

工 事 名	契約金額	契約年月日	工事期間
中央消防署講堂 空調設備工事 (総務課)	20,664,808円	平成30年10月16日	平成30年10月16日 ～ 平成31年2月4日

横須賀市監査委員公表

令和元年第7号

包括外部監査の結果報告に係る措置の公表について

平成31年3月29日付け横須賀市監査委員公表平成31年第3号をもって公表した包括外部監査の結果報告について、市長等から措置を講じた旨通知がありましたので、地方自治法第252条の38第6項の規定により次のとおり公表します。

令和元年8月13日

横須賀市監査委員	川	瀬	富士子
同	丸	山	邦彦
同	西	郷	宗範
同	嘉	山	淳平

[政策推進部]

横須賀“住”魅力発信プロジェクト実行委員会負担金

要綱等の整備

負担金については実行委員会を構成する団体間での協議により定められている。負担金の決定プロセス、対象とする経費、及び負担額の算定方法等について、要綱等により明文化はされていない。この点、負担金算定に当たっての考え方を要綱等へ加筆する必要があると考える。

具体的には、「横須賀商工会議所は、主に市内事業者への情報発信、京浜急行電鉄株式会社は、主に公共交通機関における情報発信、横須賀市は、主に市内外への情報発信」という各団体の実務に沿って負担金算定について協議する等の考え方を加筆することが必要と考える。

措置の内容

負担金算定に当たっては、各機関が担う実務に基づき協議により定める旨、会則を改正し明記した。

[総務部]

職員厚生会交付金

交付金交付要綱の不作成

平成20年度（2008年度）の包括外部監査において交付要綱の不作成について意見が報告されている。交付要綱が不作成の状態では、交付金の市

民に対する透明性が確保されない可能性がある。

交付要綱の作成要否について、透明性の点から再度検討することが必要である。

措置の内容

職員厚生会交付金については、これまで補助金等交付規則に基づき交付していたが、今後は市民に対する透明性を確保するため、交付要綱を作成する方向で検討していく。

[文化スポーツ観光部]

1 商店街にぎわいづくり事業補助金

(1) 仕入控除税額の取扱いの明確化

事業に係る経費や施設等固定資産の取得費用に関する補助金を税込み額で拋出している。当補助金の要綱において、補助の相手方が課税事業者であった場合に、仕入控除税額相当分の返還を求める定めは設けられていない。

所管課では、平成 29 年度（2017 年度）現在は補助対象に課税事業者は含まれていないと認識しているが、今後を勘案し、要綱において取扱いを明確化することが必要である。

措置の内容

指摘の趣旨としては、補助事業者が消費税の課税事業者の場合、仕入税額控除を行うと、事業費として一旦支出されていても控除額の分は事業者が負担していないこととなるため、事業者の「実負担額（仕入税額控除後の額）」で考えると、要綱に規定された補助率を超える過大な補助金交付となるという考え方と理解している。

これは、補助対象事業費を事業者の「支出額（仕入税額控除を考慮しない額）」とするか、「実負担額」とするかが、要綱等において明確になっていないためと理解している。

経済性の観点から、補助対象事業費を「実負担額」とする考え方もあるが、仕入税額控除分の精算事務が複雑になり、補助事業者と市の双方に負担がかかること、また、政策誘導及び行政上の目的をもって公益上必要とする事業等を育成、助長する目的に主眼をおいていることから、本市としては、補助対象事業費を事業者の「支出額」と考えている。

したがって、補助金額の算定に仕入控除税額が影響しないこととなる。

なお、国等と協調して交付する補助金などで別に定めのある場合は、国等に準じた取扱いとする。

市の基本的な考え方については、補助金等交付規則などにその取扱いを規定し、明確に位置付けるよう改正に向けた検討を行う。

2 商店街街路灯等電気料金等補助金

(1) 仕入控除税額の取扱いの明確化

事業に係る経費に関する補助金を税込み額で拠出している。当補助金の要綱において、補助の相手方が課税事業者であった場合に、仕入控除税額相当分の返還を求める定めは設けられていない。

所管課では、平成 29 年度（2017 年度）現在は補助対象に課税事業者は含まれていないと認識しているが、今後を勘案し、要綱において取扱いを明確化することが必要である。

措置の内容

指摘の趣旨としては、補助事業者が消費税の課税事業者の場合、仕入税額控除を行うと、事業費として一旦支出されていても控除額の方は事業者が負担していないこととなるため、事業者の「実負担額（仕入税額控除後の額）」で考えると、要綱に規定された補助率を超える過大な補助金交付となるという考え方と理解している。

これは、補助対象事業費を事業者の「支出額（仕入税額控除を考慮しない額）」とするか、「実負担額」とするかが、要綱等において明確になっていないためと理解している。

経済性の観点から、補助対象事業費を「実負担額」とする考え方もあるが、仕入税額控除分の精算事務が複雑になり、補助事業者と市の双方に負担がかかること、また、政策誘導及び行政上の目的をもって公益上必要とする事業等を育成、助長する目的に主眼をおいていることから、本市としては、補助対象事業費を事業者の「支出額」と考えている。

したがって、補助金額の算定に仕入控除税額が影響しないこととなる。

なお、国等と協調して交付する補助金などで別に定めのある場合は、国等に準じた取扱いとする。

市の基本的な考え方については、補助金等交付規則などにその取扱いを

規定し、明確に位置付けるよう改正に向けた検討を行う。

3 ANAウインドサーフィンワールドカップ横須賀大会負担金

(1) 要綱等の整備

負担金については構成団体による協議により定められているが、対象とする経費の範囲や算定方法について明文化されていない。

負担金に関する要綱等の整備を行い、対象とする経費の範囲や算定方法について明文化する必要がある。

措置の内容

負担金は、各種団体に加盟し、その団体の必要経費に充てるためその団体が取り決めた費用を負担する経費であることから、その経費の範囲や算定方法については、交付先の団体等が決定している。

構成団体の役割を明確にし、それに応じた負担金の額を協議して決定することを会則に明記することを検討するよう働きかける。

4 平成29年度（2017年度）「カレーの街よこすか推進事業」負担金

(1) 要綱等の整備

負担金については構成団体による協議により定められているが、対象とする経費の範囲や算定方法について明文化されていない。

負担金に関する要綱等の整備を行い、対象とする経費の範囲や算定方法について明文化する必要がある。

措置の内容

負担金は、各種団体に加盟し、その団体の必要経費に充てるためその団体が取り決めた費用を負担する経費であることから、その経費の範囲や算定方法については、交付先の団体等が決定している。

この負担金の決定について、事業計画等に基づき協議により定める旨、会則に明記することを働きかける。

5 平成29年度（2017年度）横須賀集客促進実行委員会負担金

(1) 要綱等の整備

負担金については実行委員会を構成する団体間での協議により定められている。負担金の決定プロセス、対象とする経費、及び負担額の算定方法

等について、要綱等により明文化はされておらず、透明性の観点から検討の余地がある。この点、負担金算定に当たっての考え方を要綱等へ明記する必要があると考える。

明文化すべき事項としては、負担金額の決定が構成団体の協議による旨、及び構成団体ごとの負担の原則的な考え方の2点が必要と考える。

現行の構成団体ごとの負担金額が、事業内容に基づき都度協議により決定されていることから、一律の算定式を定めることは実情に沿わない。一方で、「負担金額の決定が構成団体の協議による旨」のみを要綱等に記載しても、協議内容が開示されないのであれば透明性の観点から十分ではないと考える。例えば、政策推進部における「横須賀“住”魅力発信プロジェクト実行委員会負担金」(第3章2.(1)参照)のように、「横須賀商工会議所は、主に市内事業者への情報発信、京浜急行電鉄株式会社は、主に公共交通機関における情報発信、横須賀市は、主に市内外への情報発信」などと実務上整理されているのであれば、こうした基本的な考え方について要綱等に織り込むことが必要と考える。

措置の内容

負担金は、各種団体に加盟し、その団体の必要経費に充てるためその団体が取り決めた費用を負担する経費であることから、その経費の範囲や算定方法については、交付先の団体等が決定している。

負担金の算定に当たっては、各機関が担う実務に基づき協議により定める旨、会則に明記することを検討するよう働きかける。

6 よこすか開国祭補助金

(1) 補助金交付要綱の不作成

定量的のみならず定性的な指標での効果測定が求められることから、補助金の事業評価の前提となる事業の対象を明確化する意義でも要綱の作成は求められる。

措置の内容

要綱の制定について検討する。

7 横須賀市観光協会事業費補助金

(1) 仕入控除税額の取扱いの明確化

事業に係る経費に関する補助金を税込み額で拠出している。補助の相手方が課税事業者であった場合に、仕入控除税額相当分の返還を求める定めは設けられていない。

要綱において取扱いを明確化することが必要である。

措置の内容

指摘の趣旨としては、補助事業者が消費税の課税事業者の場合、仕入税額控除を行うと、事業費として一旦支出されていても控除額の分は事業者が負担していないこととなるため、事業者の「実負担額（仕入税額控除後の額）」で考えると、要綱に規定された補助率を超える過大な補助金交付となるという考え方と理解している。

これは、補助対象事業費を事業者の「支出額（仕入税額控除を考慮しない額）」とするか、「実負担額」とするかが、要綱等において明確になっていないためと理解している。

経済性の観点から、補助対象事業費を「実負担額」とする考え方もあるが、仕入税額控除分の精算事務が複雑になり、補助事業者と市の双方に負担がかかること、また、政策誘導及び行政上の目的をもって公益上必要とする事業等を育成、助長する目的に主眼をおいていることから、本市としては、補助対象事業費を事業者の「支出額」と考えている。

したがって、補助金額の算定に仕入控除税額が影響しないこととなる。

なお、国等と協調して交付する補助金などで別に定めのある場合は、国等に準じた取扱いとする。

市の基本的な考え方については、補助金等交付規則などにその取扱いを規定し、明確に位置付けるよう改正に向けた検討を行う。

(2) 要綱等の整備

補助金は、観光協会の予算計画に基づき支出されているが、補助金の目的や対象事業、対象経費等が明文化されていない。

補助金に関する要綱等の整備を行い、目的や対象事業、対象経費等について明文化する必要がある。

措置の内容

横須賀市観光協会の事業費補助金について、補助金の透明性の確保と適正な運用を図るため、交付目的、対象事業、対象経費等を明確にした要綱

の整備に向けた検討を行う。

8 各地区観光協会補助金

(1) 補助金不用額の精算方法

事業に係る負担金収入は、横須賀市補助金と観光協会等負担金が主となっているが、事業費実額が予算額を下回った場合には、実支出額に合わせて観光協会等の負担金を減少させることで調整している。

補助金は自主財源のみでは交付先団体の活動が困難となる場合に交付されるのであって、特に合理的な理由や規定がない場合には、交付事業での収入が支出より多い場合には補助金を返還すべきと考えられる。

当補助金は事業費補助ではあるが、観光協会等は主な財源が会費収入や補助金収入であって、営利を目的としていない団体であることから、特定の目的を持たない余剰資金があれば優先して事業費に充てるべきである。

交付事業の収入源は補助金と観光協会等の負担金が一定の割合となっており、事業運営のためには一定の補助金も必要であることから余剰分については全額返還ではなく、特定の方法により算定した金額の返還を求めることも認められると解され、その方法については横須賀市観光事業補助金交付要綱に明記すべきである。

また、事業実績が予算を下回った際には、観光協会等の負担が減少しており、その分余剰金が積みあがっているおそれがあるため、必要に応じ決算書入手することにより財政状況を把握することが望まれる。

措置の内容

補助金の主旨を踏まえた補助金の適切な精算方法を整備するとともに、現行の要綱の改正を検討する。

[市民部]

コミュニティ活動推進交付金

交付金額算定方法の見直し

当交付金の計算式は活動ごとに異なっている。理由は、各交付金が統合以前よりその事業ごとに設定した計算式であるためである。

集約後 10 年以上計算式は見直されておらず、交付金額が妥当か、今後見直しを検討する必要がある。

例えば、見直しの際に、活動の実施頻度や参加人数を加味して交付金額を算定することが考えられる。その際、町内会・自治会に提出させている事業報告書や決算書等を活用するべきである。

措置の内容

町内会・自治会にとって何が負担になっているのか実態の把握に努め、現状をしっかりと把握したうえで補助金の目的やあり方を検証したい。

その検証を踏まえて、補助金の算定根拠を明確にするなど交付金額の妥当性について検討していきたい。

[福祉部]

1 横須賀市シルバー人材センター管理運営費等補助金

(1) 補助金の積算根拠の確認

横須賀市に対して横須賀市シルバー人材センターから提出された交付申請書、事業計画書、収支予算書等を確認したところ、補助金額の精査の過程が分かる資料の添付がなく、補助金額の積算根拠が不明確であった。

横須賀市で内容の十分な確認がされているか不明確であるため、補助金額の精査の過程が分かる資料を作成し、補助金額の積算根拠を明確にすることが必要である。

措置の内容

事業計画書、収支予算書に加え、費目ごとの対象経費額等の提出を求め補助金額の積算根拠を明確にするよう周知徹底した。

2 民間社会福祉施設運営費補助金（運営費補助）

(1) 申請時の年間延人数内訳の確認の徹底

当補助金の申請書は、補助金額の算定根拠である年間利用延べ人数内訳の記載が求められている。ケアハウスあっとホームの申請書を確認したところ、年間利用延べ人数の合計人数のみ記載され、内訳が不明であった。

申請時に年間利用延べ人数内訳を確認しないことで、適切な人数に基づいて補助金が交付されず、過大な補助金が概算交付されるおそれがある。

横須賀市は、申請時に年間利用延べ人数内訳を確認し、補助金が適切に積算されていることの確認を徹底すべきである。

措置の内容

申請時に提出書類の精査をするよう周知徹底した。

(2) 収支決算書の確認

社会福祉事業運営費補助金交付事務取扱要領において、横須賀市は当補助金の実績報告時に、実績報告書、事業結果報告書、収支決算書等を入手する必要がある旨、定められている。実績報告時の資料を確認したところ、共楽荘養護老人ホームの収支決算書が入手されていなかった。

収支決算書は要領にて入手すべきと定められており、要領に反した運用がなされている。また、法人が適正と認めた書類である収支決算書を確認することで、横須賀市は、実績報告が適切に作成されていること、当補助金の交付金額の水準が妥当であることを確認することが可能であるが、このような比較検討が困難となる。

横須賀市は、要領を遵守し、収支決算書の入手を徹底すべきである。

措置の内容

実績報告時に提出書類の精査をするよう周知徹底した。

3 老人クラブ運営費補助金

(1) 交付要綱を踏まえた実態の是正

横須賀市老人クラブ等補助金交付要綱において、補助対象を「概ね 30 人」の老人クラブと定めているが、実際は 13 人に減少したクラブに対しても補助金を支給しているため、要綱の対象と実際の交付対象に乖離が生じている。

要綱に定義されている補助対象が実態を表していないため、整合させる必要がある。横須賀市は、平成 30 年度（2018 年度）中に老人クラブ同士の合併や老人クラブの新規人員募集により、概ね 30 人にするよう、各老人クラブに対して通知する予定であり、当取り組みを着実に実施するべきである。

措置の内容

平成 31 年 1 月 30 日（水）に実施した老人クラブ会長研修会において、平成 33 年度（2021 年度）以降、会員数が 25 名以上のクラブを「概ね 30 人」と認め補助金を交付することを通知した。変更実施に当たっては激変緩和措置として、変更は令和 3 年度（2021 年度）からとした。

(2) 会員名簿の確認の徹底

横須賀市老人クラブ等補助金交付要綱において、補助金等交付申請書の提出を受ける際に、会員の年齢及び会員数を確認するために会員名簿を確認することが定められている。申請書提出時の資料を確認したところ、会員名簿の控えを入手していなかった。控えを入手しないことで、実際に会員名簿を確認しているか事後的に確認することができない。平成 31 年度（2019 年度）より会員名簿の控えを入手する予定であり、当取り組みを着実に実施するべきである。

措置の内容

令和元年度（2019 年度）から補助金申請時に名簿を確認するだけでなく、提出を求めるよう周知徹底した。

4 軽費老人ホームサービス提供費補助金

(1) 実績報告書の提出期限超過

要綱において、実績報告書の提出期限を「事業完了後 40 日以内」と定めているが、ケアハウスあっとホーム、横須賀グリーンヒルケアハウス、ケアハウスルツの家の 3 施設について、実績報告書の提出が 5 月 31 日（60 日後）となっていた。

総会の開催日程を勘案すると、要綱に設定の期日が現実的でないおそれがあり、要綱自体の提出期限見直しの検討や、補助先と協議のうえ提出期限に間に合うような精算手続の見直し等を検討する必要がある。

措置の内容

要綱に設定の期日内に事務を執行できるよう、精算手続を見直し、要綱を改正した。

(2) 申請時提出資料の不整合

横須賀市は当補助金の申請時に、実徴収額を確認するために、施設の利用規程等の提出を求めている。申請時の資料を確認したところ、横須賀グリーンヒルケアハウスの利用規程が未更新であり、申請書類と不整合が生じていた。

資料を入手する趣旨である実徴収額の確認が、横須賀市でされていない

おそれがある。横須賀市は要綱の趣旨を鑑み、最新の利用規程を入手したうえで、申請書類と不整合が生じていないか、確認を徹底すべきである。

措置の内容

申請時に提出書類の精査をするよう周知徹底した。

5 障害者グループホーム家賃等補助金（運営費補助金）

(1) 交付要件を満たさない者に対する補助金の支給

当補助金の支給対象となる「グループホーム」は交付要綱の第2条で「定員が4人以上であるもの」と規定されている。この点、担当者の誤認により、平成29年度（2017年度）に支給された補助対象者のうち、定員が4名未満である対象者が含まれていた。

要綱に規定されている交付要件を満たさない施設に対して補助金が交付されており、交付要綱にて設定されている補助金の交付要件が複雑である場合には、交付要綱の修正や、交付申請書のそれぞれの項目が満たすべき内容をチェックリスト等にまとめ、正確な判断が継続的に実施できるよう、体制を整備することが必要である。

措置の内容

市外のグループホームに対する運営費補助に関する家賃補助に係る交付要件について、当補助金の交付目的に合致するよう平成31年4月1日付で要綱を改正し、交付申請に対し交付要件を満たしているか正確に判断できるようチェックリスト等を整備した。

6 障害者地域作業所等運営費補助金

(1) 特別奨励補助金の使用目的の指定及び事後検証

特別奨励補助金は、要綱において「職員の処遇向上のために要する経費」と規定され、階層に応じて一定額を交付している。しかし、横須賀市は、当補助金の使用目的を指定せずに交付しており、事後的な検証も実施していない。

職員の処遇向上のために要する経費に当補助金を使用されないおそれがあるため、研修に要した経費など、当補助金の使用対象費用を指定したうえで交付すべきである。

また、実績報告の際に入手している歳入歳出決算書抄本または決算見込

書抄本等を用いて、事後的な検証を実施するべきである。

措置の内容

特別奨励補助金の交付時の使途の明確化及び事後の検証方法については、運営費補助金の基本補助との関係の中で検討する。

7 民間社会福祉施設運営費補助金（運営費補助）

(1) 交付対象施設の限定

横須賀市は、当補助金の交付対象を、平成 20 年度（2008 年度）に当要綱の規定による補助金の交付対象であった施設に限定している。平成 21 年度（2009 年度）以降の新規設立法人は補助金の交付対象外となっており、交付対象施設の公平性が担保されていない。

横須賀市は、当補助金の必要性を検討するとともに、交付を継続する場合は、設立年度によらず、交付対象施設の公平性を担保すべきである。

措置の内容

交付対象施設については、今後公平性が担保されるよう見直しを進めていく。見直しにあたっては、市の施策との関連性やその効果を精査し、他の補助制度を含めてふさわしいあり方を検討する。

8 民間社会福祉施設育成費補助金

(1) 交付対象施設の限定

横須賀市は、当補助金の交付対象を、平成 20 年度（2008 年度）に当要綱の規定による補助金の交付対象であった施設に限定している。平成 21 年度（2009 年度）以降の新規設立法人は補助金の交付対象外となっており、交付対象施設の公平性が担保されていない。

横須賀市は、当補助金の必要性を検討するとともに、交付を継続する場合は、設立年度によらず、交付対象施設の公平性を担保すべきである。

措置の内容

交付対象施設については、今後公平性が担保されるよう見直しを進めていく。見直しにあたっては、市の施策との関連性やその効果を精査し、他の補助制度を含めてふさわしいあり方を検討する。

9 民間社会福祉施設従事職員育成費補助金

(1) 交付対象施設の限定

横須賀市は、当補助金の交付対象を、平成 20 年度（2008 年度）に当要綱の規定による補助金の交付対象であった施設に限定している。平成 21 年度（2009 年度）以降の新規設立法人は補助金の交付対象外となっており、交付対象施設の公平性が担保されていない。

横須賀市は、当補助金の必要性を検討するとともに、交付を継続する場合は、設立年度によらず、交付対象施設の公平性を担保すべきである。

措置の内容

交付対象施設については、今後公平性が担保されるよう見直しを進めていく。見直しにあたっては、市の施策との関連性やその効果を精査し、他の補助制度を含めてふさわしいあり方を検討する。

10 横須賀市社会福祉協議会運営費補助金

(1) 補助金額の計算誤り

当補助金に対して再度計算過程を確認したところ、補助金額の計算誤りが発見された。補助対象となる職員給与費のうち、A 氏の期末勤勉手当の算定方法が誤っていたことで 242,678 円過大に交付されていた。

誤りが生じた要因は計算方法の変更があったにもかかわらず、計算過程を確認しなかったためである。横須賀市は、計算方法の変更など、制度変更が生じた際には特に、補助金額の算定について慎重に確認するべきである。

措置の内容

本件過支給については、平成 30 年 12 月支給の期末勤勉手当で精算を行った。

再発防止策として、予算編成時における各項目の積算を徹底するとともに、交付決定時及び実績報告時に予算との整合を確認するよう周知徹底した。

[こども育成部]

1 社会福祉施設育成費補助金

(1) 補助金の支給先の対象範囲

補助金の支給先の法人形態を社会福祉法人に限定しているが、施策の目

標を鑑みると、補助金の支給先を社会福祉法人という法人形態に限定する必然性はないと考えられる。他の法人形態も含まれるようにするか、または法人形態ではなく、新たな基準で支給先の対象範囲を区分するように交付要綱を見直すことが必要である。

措置の内容

社会福祉法人の特殊性（公益性・非営利性と社会福祉法により課せられた質の高い福祉サービスの継続的かつ安定的な提供）を鑑みて、引き続き社会福祉法人のみの補助とする。

2 社会福祉施設従事職員育成補助金

(1) 補助金の支給先の対象範囲

補助金の支給先の法人形態を社会福祉法人に限定しているが、施策の目標を鑑みると、補助金の支給先を社会福祉法人という法人形態に限定する必然性はないと考えられる。他の法人形態も含まれるようにするか、または法人形態ではなく、新たな基準で支給先の対象範囲を区分するように交付要綱を見直すことが必要である。

措置の内容

社会福祉法人の特殊性（公益性・非営利性と社会福祉法により課せられた質の高い福祉サービスの継続的かつ安定的な提供）を鑑みて、引き続き社会福祉法人のみの補助とする。

3 保育所等運営費補助金（分園推進事業補助金）

(1) 補助額の算定方法

現在の補助額の算定方法によると、分園の利用定員に基づく公定価格の賃借料加算が当該分園の年間賃借料より少ない場合であって、かつ利用定員よりも在籍者数が少ない場合、在籍者分を超過する補助金が支給されることになる。

分園設置の推進は待機児童対策として実施されるものであることから、待機児童削減に寄与している部分について、補助額の算定上考慮するべきであると考えられる。そのため、利用定員ではなく、在籍者数に基づく補助額の算定を行うように要綱の見直しを検討するべきである。

措置の内容

利用定員ではなく、在籍者数に基づく補助額の算定を行うよう制度の見直しを進めていく。

4 保育所等運営費補助金（平成29年度（2017年度）医療型障害児入所施設整備借入償還金補助金）

(1) 補助金の支給先の対象範囲

補助金の支給先の法人形態を社会福祉法人に限定しているが、施策の目標を鑑みると、補助金の支給先を社会福祉法人という法人形態に限定する必然性はないと考えられる。他の法人形態も含まれるようにするか、または法人形態ではなく、新たな基準で支給先の対象範囲を区分するように交付要綱を見直すことが必要である。

措置の内容

社会福祉法人の特殊性（公益性・非営利性と社会福祉法により課せられた質の高い福祉サービスの継続的かつ安定的な提供）を鑑みて、引き続き社会福祉法人のみの補助とする。

5 保育所等運営費補助金（平成29年度（2017年度）保育所等整備借入償還金補助金）

(1) 補助金の支給先の対象範囲

補助金の支給先の法人形態を社会福祉法人に限定しているが、施策の目標を鑑みると、補助金の支給先を社会福祉法人という法人形態に限定する必然性はないと考えられる。他の法人形態も含まれるようにするか、または法人形態ではなく、新たな基準で支給先の対象範囲を区分するように交付要綱を見直すことが必要である。

措置の内容

社会福祉法人の特殊性（公益性・非営利性と社会福祉法により課せられた質の高い福祉サービスの継続的かつ安定的な提供）を鑑みて、引き続き社会福祉法人のみの補助とする。

6 幼稚園型一時預かり事業費補助金

(1) 補助額の検証

補助金の支給に際して幼稚園または認定こども園から実績報告として補助対象園児の利用状況等がわかる書類の提出を受けているが、提出された

書類に記載された園児の利用状況について検証を実施していない。

補助対象園児の利用状況等がわかる書類について実態と整合しているかについて幼稚園または認定こども園に監査を実施する際に検証する必要がある。現在、私立幼稚園等教材等購入費補助金の支給先に対して直接訪問して提出資料の検証を実施していることから、同様に支給先に直接訪問して補助対象園児の利用状況について検証することが必要である。

措置の内容

令和元年度（2019年度）から補助金支給先である幼稚園または認定こども園に訪問し、補助対象園児の利用状況について検証を実施する。

[資源循環部]

1 し尿収集代行事業

(1) し尿収集単価決定に係る積算前提の妥当性

現行の積算プロセスでは、代行交付金額は収集量に比例して増減する。一方、事業実施に伴い生じる経費には、収集量の多寡に拠らず発生する固定費部分が含まれる。このため、実績収集量が想定収集量を下回った場合は、業者がコントロール不能な要因による収集量の減少であったとしても考慮されず、業者の持ち出し経費が発生する仕組みとなっている点が課題である。

当業務を実施するに当たっては、1.8k1車の導入など一定の初期投資が発生することや、対象世帯の縮小が見込まれる点、新規参入など代替業者が今後出てくる可能性は低いと考えられる。このため、現状の代行制度のスキームを維持するのであれば、現行の業者への依存度が必然的に高くなる。業者により安定的・継続的に業務が実施されるよう、現行の単価積算プロセスで考慮されていない固定費・変動費を考慮した単価積算体系の見直しを検討することが必要である。

措置の内容

現行の代行交付金積算プロセスでは、固定費・変動費をあわせて積算していた。安定的・継続的な業務の実施には、業者の持ち出し経費が発生しない仕組みが考慮されるべきであるため、積算プロセスを、固定費（事務費等）と変動費（燃料費等）に分けることとする。

2 浄化槽清掃代行事業

(1) 浄化槽清掃単価決定に係る積算前提の妥当性

現行の積算プロセスでは、代行交付金額は収集量に比例して増減する。一方、事業実施に伴い生じる経費には、収集量の多寡に抛らず発生する固定費部分が含まれる。このため、実績収集量が想定収集量を下回った場合は、業者がコントロール不能な要因による収集量の減少であったとしても考慮されず、業者の持ち出し経費が発生する仕組みとなっている点が課題である。

当業務を実施するに当たっては、1.8k1 車の導入など一定の初期投資が発生することや、対象世帯の縮小が見込まれる点、新規参入など代替業者が今後出てくる可能性は低いと考えられる。このため、現状の代行制度のスキームを維持するのであれば、現行の業者への依存度が必然的に高くなる。業者により安定的・継続的に業務が実施されるよう、現行の単価積算プロセスで考慮されていない固定費・変動費を考慮した単価積算体系の見直しを検討することが必要である。

措置の内容

現行の代行交付金積算プロセスでは、固定費・変動費をあわせて積算していた。安定的・継続的な業務の実施には、業者の持ち出し経費が発生しない仕組みが考慮されるべきであるため、積算プロセスを、固定費（事務費等）と変動費（燃料費等）に分けることとする。

[土木部]

狭あい道路拡幅整備費補助金

補助対象経費が課税仕入に該当するかの調査

当補助金の補助対象経費は狭あい道路拡張整備に係る工事費であるとされている。工事費は消費税の課税対象となり、課税仕入に該当する。ここで、事業者が消費税及び地方消費税（以下、消費税等という。）の課税事業者の場合、当該工事費に係る消費税等は売上に係る消費税等から控除して消費税等を納付するため、事業者が自己負担しないこととなり、消費税等に相当する額が補助金の過大支給となる可能性がある。

そのため、補助対象事業者に対しては、事業者が課税事業者であるか、仕入税額控除を受けているかを確認し、仕入税額控除を受けている場合に

は、補助金の返還を求める必要がある。

措置の内容

指摘の趣旨としては、補助事業者が消費税の課税事業者の場合、仕入税額控除を行うと、事業費として一旦支出されていても控除額の分は事業者が負担していないこととなるため、事業者の「実負担額（仕入税額控除後の額）」で考えると、要綱に規定された補助率を超える過大な補助金交付となるという考え方と理解している。

これは、補助対象事業費を事業者の「支出額（仕入税額控除を考慮しない額）」とするか、「実負担額」とするかが、要綱等において明確になっていないためと理解している。

経済性の観点から、補助対象事業費を「実負担額」とする考え方もあるが、仕入税額控除分の精算事務が複雑になり、補助事業者と市の双方に負担がかかること、また、政策誘導及び行政上の目的をもって公益上必要とする事業等を育成、助長する目的に主眼をおいていることから、本市としては、補助対象事業費を事業者の「支出額」と考えている。

したがって、補助金額の算定に仕入控除税額が影響しないこととなる。

なお、国等と協調して交付する補助金などで別に定めのある場合は、国等に準じた取扱いとする。

本補助金は、国の社会資本整備総合交付金を財源として交付している。

当該交付金は、国土交通省住宅局所管の補助金であり、「住宅局所管補助事業等における消費税相当額の取扱について」（平成 17 年 9 月 1 日国住総発第 37 号住宅局長通知）では、消費税仕入控除税額は補助対象としない旨が規定されており、補助対象事業費を「実負担額」とされているため、本補助金についても同様の取扱いとする。

市の基本的な考え方については、補助金等交付規則などに位置付けるよう検討を行うとともに、本補助金の要綱においては国に準じた規定を設け、明確に位置付けるよう改正に向けた検討を行う。

[消防局]

横須賀市運営交付金

交付金総額の積算根拠が不明確であること

交付金総額の積算根拠が明確でないまま、前年度を踏襲して交付金総額

が決定されており、当制度の趣旨を踏まえた必要十分な額となっているか不明確な状況である。

この点、交付金によって賄うべき必要経費等の水準を明確にし、交付金総額の積算を見直すことが必要である。積算に当たっては、対象とする経費の範囲、経費の種類別の必要水準の決定という2点が重要である。このうち、対象とする経費の範囲については、横須賀市消防団運営交付金基準第1条のなかで明示されているため、特に経費の種類別の必要水準の決定が重要と考える。

必要水準の見積りに当たっては過去の支出実績が参考になると考えられるが、予算消化のために必要以上に経費支出を行っている可能性については留意が必要である。特に交際費については、平成29年度（2017年度）実績で支出総額の37.9%（6,172,034円）と最も大きな割合を示しているが、消防団の維持運営との直接的な関連付けが難しい経費であることから、最低限必要な水準についてより慎重な検討が必要である。

措置の内容

経費の種類別毎に必要な水準を明確にし、交付金総額の積算根拠を見直した。必要経費の水準を明確にする上で、過去の支出実績を参考に検討したところ、本来とは異なる種別で決算値に含まれている経費が多数見受けられたため、平成30年度運営交付金決算より決算報告書の様式を改正した。

「横須賀市消防団運営交付金基準」第1条に基づき種別を5項目から本来の11項目に拡大したところ、支出総額における交際費の割合は平成29年度実績で37.9%から平成30年度実績では22.4%に下がった。その結果、支出額は適正であり必要以上に経費支出を行っている可能性は低いと判断したため、交付金総額は現状通りとしたが適正な予算額について引き続き検討していく。

また「横須賀市消防団運営交付金基準」を改正し、対象とする経費の範囲を示すと共に、実績値に基づき各項目における必要経費算出根拠を明示した。今後は必要水準に基づき適正な決算報告を実施するよう、横須賀市消防団各地区幹部及び全分団に周知徹底した。